

令和7年度（2025年度）
第3回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2025年11月4日（火）午前10時開会
場 所：かでの2・7 1030会議室

1. 開 会

○事務局（高橋環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和7年度（2025年度）第3回北海道環境審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます環境生活部環境政策課の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席状況でございますが、委員総数16名のうち、オンラインでこの後ご出席を予定している2名を合わせまして過半数の13名のご出席となっております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、お手元にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

資料は、次第、委員の皆様の出欠表、配席図に加えまして、ご審議いただく資料として、資料1-1から資料1-3-2、資料2-1から資料2-3、資料2-2は参考資料としてつけ加えておりまして、点検・評価結果中間報告でご審議いただく資料となっております。資料3-1から資料3-3のほか、資料番号が入っていない地域脱炭素促進区域の設定状況、これは議事（3）ゼロカーボン北海道推進計画の見直しについてご審議いただく資料となっております。

加えまして、環境基本計画の冊子版を参考までに置かせていただいております。毎度のことで恐縮でございますが、所有している部数に限りがございますので、お帰りの際は机の上にそのまま置いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

また、オンラインでご出席の委員の皆様にお願いがございます。

ご発言の際は、手を挙げるボタンを押していただきますか、発言の申出をしていただき、会長の許可を得た後にご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。その際、マイクとビデオをそれぞれオンにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

それでは、これ以降の進行を吉中会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○吉中会長 皆さん、おはようございます。

本日の議事は三つございます。順次進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

一つ目は、温泉法の規定に基づく許可申請についてです。

これは、温泉部会の指定事項となっておりますので、ご報告をいただきたいと思っております。

高橋部会長にお願いします。

○高橋委員 温泉部会の高橋でございます。

それでは、温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告させていただきます。

温泉部会では、環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議を行っており、その結果を北海道へ答申させていただいております。

お手元の資料の1-1、令和7年度北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和7年9月1日に第2回温泉部会を開催いたしました。その議案一覧を資料1-2、参考資料として資料1-3-1と1-3-2をつけております。

第2回部会では、知事から諮問のあった温泉掘削等の許可申請に対して審議し、全ての議案について許可相当と答申いたしました。

温泉部会における審議結果の報告は以上です。

○吉中会長 高橋部会長、どうもありがとうございました。

今、ご説明のありましたことにつきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

(委員からの質問・意見なし)

○吉中会長 それでは、高橋部会長、どうもありがとうございました。

もし何かありましたら、最後のところでお申し出ください。

続いて、議事の二つ目に移りたいと思います。

令和7年度(2025年度)北海道環境基本計画[第3次計画]に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果中間報告(案)について審議をしていきたいと思います。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(高橋環境政策課長) 私からご説明させていただきます。

本日は、令和7年度環境基本計画点検・評価結果の中間報告(案)について、資料をご覧いただき、ご審議をいただきたく存じます。

資料について、改めてのご説明でございますが、資料2のシリーズとして、資料2-1、冊子の資料2-2、資料2-3に加えまして、資料2-2の参考という四つの資料を準備させていただいております。

資料2-1につきましては、前回審議会の審議内容、意見の概要と、そのときの事務局の回答、加えまして、令和7年報告への反映方針を概要としてまとめてございます。

資料2-2につきましては、中間報告(案)ということで、前回も同じスタイルでご審議いただいておりますが、数字が固まってきているものもございまして、それを加えた形で仕立てております。

資料2-3につきましては、計画に基づく関係指標を整理したものでございます。

まず、資料2-1をご覧ください。

前回、8月に開催した審議会で委員の皆様方からいただきましたご意見と審議会時の事

事務局の回答を踏まえて改めて整理して、令和7年度報告への対応方針を整理してごさいます。

主な意見としましては、ナンバー1として、目標値の扱いについて、東條委員から、これまで見直された目標値の指標が反映されていないものもある、具体的には、目標値について令和7年度までに見直されたものもある、例えば、廃棄物関係で言えば、昨年度、数値を見直したけれども、今回の報告では反映されていないのはなぜか、そして、吉中会長からも、その理由について報告書の中で注意書きを記載してはどうかとのご意見があったところをごさいます。

事務局としましては、資料の回答欄に記載しておりますが、環境基本計画における廃棄物関連の指標群につきましては、北海道循環型社会形成推進基本計画に紐付いたものをごさいますので、この計画が改定されるタイミングまでは、従前の目標値に対して点検評価を行っていきたくて考えております。その旨を資料2-2で後ほどご説明させていただきますが、16ページの中段の網掛けのように、本指標は、北海道循環型社会形成推進基本計画の目標値から引用しており、循環計画が決定されるまでは本計画の目標値を使用というように、脚注に注意書きとして記載したいと考えております。

続けて、資料2-1のナンバー2ですが、生物多様性保全計画との関係についてです。

吉中会長から、令和6年度に改定された第2次計画を踏まえ、環境基本計画の進捗にどのような形で反映するのかという趣旨の意見がございました。

この点については、現在、担当課のほうで検討中のごさいますが、第2次生物多様性保全計画の改定が令和6年11月にございまして、新計画における指標等の実績値が令和7年度分から集計されることを考慮しまして、令和8年度以降の環境基本計画の点検評価において反映させる方向で現在検討を進めているところをごさいます。

最後に、ナンバー3の各指標の評価についてごさいます。

大橋委員から、地域別集計の部分が現状の記載にとどまっているため、分析評価の結果を文章に落とし込むべきという意見がございました。

この点につきましては、現在のところ、データを集計中のごさいますので、担当課においてどういった記載ができるのかを含めて整理を進めているところをごさいます。現在集計しているデータでは十分な分析が難しい箇所も多々ございまして、可能な範囲で文章に落とし込みをしたいと考えてございまして、引き続き整理を進め、今回のこの場で改めて報告をさせていただきたいと考えております。

前回の8月の審議会でもいただいたご意見はこの3点と認識してございまして。後ほど、改めてご意見、ご指摘等をいただければと思っております。

次に、資料2-2をご覧ください。

これは、先ほどもお話しさせていただきましたが、中間報告案ということで、現在のところまでデータの集計が終わっているものを含め、整理をさせていただいたものをごさいます。

基本的な構成は前回ご説明させていただいた資料から変わってございませんが、前回の報告から追記、修正を行った部分については、下線を引いて、併せて網かけをさせていただいております。

次に、8ページでございます。

新エネルギー導入量発電分野についてでございますけれども、今回、令和5年度のデータが追加となったことで、発電電力量の増加要因について、網かけのとおり修文し、加えて、集計完了ということもございますので、グラフもその部分の変更、追加をしております。

こういった形で、網かけと下線を引いて、前回からの変更点分かる形にしております。

また、このページの上にも記載がございますけれども、前は黒丸で示していた箇所につきましても、集計データがそろったものについては数値の記載をさせていただいているところでございます。

同様に、9ページの新エネルギー導入量熱利用分野についても、令和5年度のデータの追加によって利用量増加の要因について文章を修正させていただき、グラフも更新しております。このページで言うと2行目の部分を最新のデータに合わせて修文させていただいているところでございます。

少し進みまして、16ページをご覧くださいと思います。

先ほど、前回のご意見の反映状況等のところでお話をさせていただきましたが、16ページから20ページにかけて、3Rの推進ということで、様々な指標に対する点検評価を行っております。

3Rの推進に係る廃棄物関連指標、16ページの循環利用率、下半分の最終処分量、17ページの1人1日当たりの一般廃棄物の排出量、18ページの産業廃棄物の排出量、19ページの一般廃棄物のリサイクル率、さらに、20ページの産業廃棄物の再生利用率については、前回この場でのご意見を踏まえまして、目標値を従前の令和6年度として整理している旨、グラフの下に追記をさせていただいております。

加えまして、17ページの1人1日当たりの一般廃棄物の排出量、19ページの一般廃棄物のリサイクル率の地域別のデータにつきましては、今回、修正しております、これを踏まえた形でコメントについても修文させていただいております。

具体的には、17ページにございますとおり、全ての圏域で排出量は減少しており、十勝圏域においては目標を達成している、19ページですと、オホーツク圏域及び釧路・根室圏域以外の地域で減少した、道南圏域においては、他圏域に比べ低い水準となっているというように、現状のデータに合わせて修文しております。

30ページをご覧ください。

野生鳥獣の適正な保護管理ということでまとめてございます。

ヒグマに関する注意喚起の取組として、二つ目の丸、ヒグマに関する注意喚起のポツの下から三つ目、今回新たに道内発着便や空港での啓発アナウンス、あとは、一番下のポツ

のところ、普及啓発資材としてトランクキットの製作を追加してございます。

また少しページが飛びまして、40ページをおめくりください。

自然環境等の保全及び快適な環境の創造について、今後の取組として記載をしてございます。

次の41ページのヒグマに関する今後の取組でございますが、ヒグマ検定やトランクキットを活用したパネル展の開催を追加したほか、下から二つ目のポツで、ゾーニング管理の普及を促進するというを追記してございます。

また少しページが飛びまして、54ページをおめくりください。

上から四つ目の丸、道が行う事務・事業等における環境配慮の推進ということでまとめてございますが、取組の内容の更新がありましたので、網かけ、下線をしている部分について修正してございます。太陽光発電設備や電気自動車充電設備の導入を実施ということを今回新たに修正、追記をしているところでございます。

59ページまで進んでください。

道の事務・事業における温室効果ガスの排出量が指標になってございますが、減少要因として、二つ目の丸に庁舎等の照明のLED化による電気使用料の減や、比較的暖冬だったということから燃料使用量が減った、加えて、次世代自動車導入によるガソリン、軽油の使用量の減少が要因として考えられる旨を記載、修正させていただいております。

最後の62ページをご覧ください。

先ほどと重複する部分もございますが、イ、環境と経済の好循環の創出ということで、取組の内容の更新等に伴って、二つ目のポツのハッチングしている太陽光発電設備と充電設備の導入実施というところを今回修正させていただいております。

その他、最新のデータの更新とそれに伴うグラフの修正、更新、それに加えまして、文章表現の適正化等、変更になった部分が多々ございますので、これにつきましては、お手元でございます横組の資料2-2（参考）で整理してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明につきましては、中間報告でございますので、修正等があったところをメインとさせていただきます。

最後になりますけれども、環境基本計画に関連する指標群について、施策分野ごとに資料2-3に整理してございます。資料2-2の中間報告の本文と重複する部分もございませけれども、施策の推進により具体的に係る数値と個別の指標群や補足データなどについて整理をさせていただいております。まだ集計中のものもございませますが、こちらについても後ほどご覧いただければと思っております。

繰り返しになりますけれども、11月になりまして、まだ未集計の部分がございませ。そうした部分を含めて、本日ご審議いただき、ご意見をいただいたことを含めて、最終の報告案にまとめたいと思っております。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○吉中会長 詳細にご説明いただき、ありがとうございます。

それでは、どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

私から、1点教えてください。

最後に課長からご説明がありましたけれども、今日の審議の後、いつ頃公表するご予定なのか、どういう進め方になるのか、ご説明いただければありがたいです。

○事務局（高橋環境政策課長） 本日はまだ中間報告でございます。残りの1回、年明けに改めて最終案についてご説明させていただいて、その際の意見を含めて、また少しリバイスがあるのであればそれを反映させた形で年度内に固めまして、その後、公表という予定としてございます。

○吉中会長 もう一回ご覧いただく機会があるというご説明でした。まだ集計中のところもあるということですので、今の方向で進めていただくことになろうかと思いますが、大部な内容ですので、この後、何かお気づきの点が出てきましたら事務局にお伝えいただければありがたいです。

いかがでしょうか。

（委員からの質問・意見なし）

○吉中会長 それでは、議事の三つ目に移りたいと思います。

ゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて、部会長の上園委員からご説明いただきたいと思っております。お願いします。

○上園委員 地球温暖化対策部会部会長の上園です。

本年5月に当部会に付託されましたゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて、部会審議を踏まえ、部会の素案を取りまとめましたので、ご報告いたします。

最初に、資料3-1をご覧ください。

これまでの検討結果として、8月29日の本審議会において、当部会から報告して以降、9月9日、10月20日と部会を2回開催しました。事務局から示されました論点や案を基にそれぞれ審議を重ねました。さらに、2回の部会以外にも事務局とのメールや対面での説明、質疑応答など、各委員による個別の審議が深められたということも申し添えます。

今後の検討内容と審議予定ですが、本日、本審議会への素案（案）の報告を経て、道がこの案を尊重して成案し、今月の下旬に開会される道議会への報告及びパブリックコメントを実施した後、当部会を来年1月に開催し、改定計画の案について審議する予定となっております。

それでは、資料3-2をご覧ください。

素案（案）についてご報告いたします。

全体的に朱書きがかなり目立つと思うのですが、これは現行の計画から変更した箇所になります。

1ページは目次ですが、部会での議論として、この計画は、道の中長期的な方向性を示すとともに、道民や事業者に道内の脱炭素の動きや将来の予測イメージを伝え、理

解し、参加協力してもらうためのガイドブックとしていくことが適当であるという方向性を持って議論が進められました。そうした議論を踏まえ、計画の構成の主な変更点として、5の北海道の削減目標の(2)めざす姿を追加するとともに、新たな道内の動きを説明するものとして、7のGX等による全国への貢献及び道内への経済効果を加えています。

次に、2ページをご覧ください。

1の「はじめに」については、中段部分に策定計画を追記し、最下段に本道の優位性や脱炭素を進める上での配慮、持続的な発展、GXの推進のほか、条例の考えである我が国のみならず世界の地球温暖化防止対策への貢献を目指す旨を追記しています。

また、その下段の「改定にあたって」では、今回の改定の背景となった国の動向や道内一体となって取り組んでいくためのガイドブックとする旨を記載しております。

3ページには、更新した2050年のゼロカーボン北海道のイメージを掲載することとしました。

次に、4ページをご覧ください。

2の本計画の位置づけと期間について、計画の体系図をより詳しく示すとともに、計画期間を国と同様に2040年度までと変更しています。

次に、5ページから6ページをご覧ください。

3の気候変動の影響について、道内の気候データや予測などを更新しています。

次に、7ページをご覧ください。

4の世界と日本の状況については、IPCCなどの動きを更新しているほか、(2)国内の動向では、国の温対計画の改定の趣旨や連動して策定されたGX2040ビジョンを踏まえ、排出削減と経済成長の同時実現に資する温暖化対策を推進すること、加えて、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブへの移行という国の動向を追記しています。

また、8ページでは、脱炭素とサーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブとの総合的な取組の必要性に関するコラムを設け、解説をしています。

9ページから10ページには、(3)北海道の現状を追記し、道内の温室効果ガス排出量のデータや道内の地域特性を新たに掲載しています。

次に、11ページをご覧ください。

5の北海道の削減目標については、①長期目標について部会での議論として、北海道の再エネポテンシャルや豊富な吸収源、さらに、GXの展開を考慮すれば、北海道だからこそカーボンネガティブへの挑戦といった全国よりも高い目標を設定できるのではないかという議論がある中で、排出削減は負担を伴うものであり、将来の技術革新も不確実な中、道民、事業者の理解と協力が進むような示し方をしてはどうかという検討方向で取りまとめが進みました。

部会案としては、現行の計画どおり、長期目標として2050年までのゼロカーボン北海道の実現を掲げた上で、その下に補足説明として、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上を総合的に推進する必要性、道民、道、事業者など、全ての関係者の自主的かつ

積極的な参加、密接な連携を得ながら、たゆまず、着実に取組を進めていくことと、豊かで美しい自然環境を有する大地を将来に引き継ぎ、我が国のみならず、世界の地球温暖化対策に貢献する想いを持って、北海道ならではのカーボンネガティブへの実現を見据え、取組を進めていくことを記載しています。

こうした記載によって、経済合理性や生活の向上といった観点も考慮しながら取組を進めていくということ、また、カーボンネガティブという恐らく全国の自治体で初めての表現を盛り込むことで、北海道の可能性や全国からの北海道への期待といったものへの気づきや、道内の脱炭素の取組への誇りと希望、参加を生むということを狙っております。

また、②中期目標については、国の削減目標や対策、施策を踏まえるとともに、道独自の取組などを勘案し、2050年までのゼロカーボン実現に向けて、たゆまず着実に取り組んでいくための中期目標を示しており、2035年度は62%、2040年度は76%と設定しています。中期目標の算定方法として、森林等の吸収量については、国の算定方法を用いて新たに算定しました。道の北海道森林吸収源対策推進計画などの目標値を適用しており、排出量について、CO₂以外のメタンやフロンなどは、現計画と同様に国の目標値を基に関連する統計値の道内分を用いて案分し、算出をしております。

また、電気や燃料の使用に伴い発生するエネルギー起源のCO₂排出については、国が改定計画で示した部門ごとの削減率に沿いながら、道の省エネ・新エネ計画の目標設定を基に、本道の地域特性を踏まえた算出方法により算定しております。こうした算出方法については、資料編のほうに一覧で掲載しております。

算定の結果、2035年度と2040年度の中期目標は、2030年度目標と同様に、国の削減目標の2から3ポイント上回った値となっております。

下段にグラフがありますが、青字の矢印の中に目標達成に向けた対策、施策の考え方や全国の脱炭素化に貢献していく旨を記載しております。

また、グラフの下側に薄い緑色の棒グラフがあるのですが、そちらは、今回、新たに追記しています。これらは、洋上風力の送電などによる全国の脱炭素化への貢献のイメージであり、このように可視化することで、北海道の貢献や道外からの期待について理解を広げ、脱炭素の取組への参加と協力を促進するということを記すものとなっております。

次に、12ページですけれども、(2)めざす姿を新たに追加しております。

現行計画では長期目標の簡単な説明でしたけれども、今回の改定では、脱炭素とGXの協調という新たな方向性を丁寧に記載することとしました。

ここでは、道の総合計画における政策展開の方向を基に、地域の脱炭素化とGX政策の推進を示し、地域の力を高め、地域の外からの力を生かす、この二つの相乗効果により進めることを示しております。

次に、13ページですけれども、2050年までのゼロカーボン北海道の実現へのイメージを新たに取組の方向に沿って更新して掲載しております。

次に、14ページをご覧ください。

6の温室効果ガス排出抑制等の対策・施策については、(1)取組の基本的な考え方と方向性の丁寧な説明について議論を重ねました。具体的には、15ページから19ページにかけて六つの取組に分けて整理をしております。それぞれ新たに丁寧に説明し、イメージ図を入れた分かりやすい構成としております。

戻っていただいて、14ページの中段に記載しておりますが、現在、メガソーラーによる環境影響などが社会問題となっていることを受けて、今後、再エネと地域との共生に関する道の考え方を策定することを表明しているため、この新たな考えを今回の計画にも掲載すべく、策定後には、ここの表現を修正するとともに、17ページの④再生可能エネルギーと地域共生の項目においてその内容を明示していくということを部会審議として整理しております。

次に、20ページから30ページにかけてですが、(2)重点的に進める取組をめざす姿や基本的な考え方との整合を図りつつ、庁内関係の計画との整合も確認しながら整理するとともに、32ページから33ページの(3)分野ごとの対策・施策及び削減目標については、これらと整合を図る形で内容を更新しております。

次に、34ページをご覧ください。

今回、新たに7のGX等による全国への貢献及び道内への経済効果を項目立てしております。

国がGX2040ビジョンにおいて、北海道をはじめとするクリーンエネルギーが豊富な地域に新たな産業集積の構築を目指し、今後の地方創生と経済成長につなげていくことを目指していることを記載しております。この項目では、北海道における再エネや吸収源のポテンシャルの高さを明示するとともに、今後、道内において洋上風力などのGX関連のプロジェクトやカーボンクレジットが進むことにより想定される全国への貢献や道内への経済効果を下の表に分かりやすくまとめております。こうした効果を道が全道に波及させていく考えを示して、GXへの理解と協力を促進しようとするものになっております。

具体的な内容については、(1)再生可能エネルギー、(2)水素など、6項目に分けて、35ページから42ページにかけて記載をしております。

次に、43ページをご覧ください。

8の2050年のゼロカーボン北海道のイメージについては、新たな要素としてイメージ図に海底の直流送電、ブルーカーボン、CCUSなどを追加するとともに、下段の説明文であるゼロカーボン暮らし、こちらを更新しています。

また、44ページから45ページに掲載している各部門のイメージについては、今回の対策や施策の見直しに併せて、国の改定計画などを踏まえて内容を更新しております。

次に、46ページから49ページ、9の省エネ行動の実践をご覧ください。

部会の議論では、GXなど、大きなプロジェクトの説明だけではなく、道民や事業者に取り組んでほしい行動変容を具体的に示していくことも重要ではないかとの方向性が出た

ことを踏まえ、この項目を立てております。

内容としては、道民や事業者の皆様が無理なく着手できる省エネ行動の実践例を削減量や費用も示しながらメッセージ形式で掲載しているほか、48ページと49ページには道及び国の市民参加型の取組を紹介しています。

次に、50ページから51ページ、10の計画の推進体制等をご覧ください。

幅広い関係者との連携・協働による推進の項目について、道総研をはじめとした研究機関などとの連携を追記しています。

また、51ページの地球温暖化防止活動推進センターについては、地域におけるパートナーシップの発展に向けた活動を紹介しております。

最下段の計画の見直しについては、国の改定計画を踏まえ、将来の電力需要量や脱炭素技術の開発、実装の不確実性が多い中、柔軟に見直しをしていく旨を追記しています。

最後に、52ページ、11の用語集と、本編以外の対策・施策編、資料編については最新の内容にそれぞれ更新しています。

また、資料3-3には、第2回と第3回の部会で審議した資料の組み直しと参考添付としております。

以上で素案の審議についての報告は終わりますが、今後のスケジュールとして、冒頭にご説明したとおり、部会としては、今後、道が11月下旬に実施予定のパブリックコメントの結果を踏まえ、1月に第4回部会を開催して、改定案の取りまとめに向けて審議をする予定としております。その内容については、再度、当審議会にご報告したいと考えております。

非常に長くなりましたけれども、私からの説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉中会長 大変丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

こちらも大部ではございますけれども、どこからでも結構ですので、お気づきの点、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○白木委員 資料のダウンロードの期日が過ぎて資料が入手できていなかったのですが、お話だけ伺いながらですが、現行の太陽光パネル問題を受けて、北海道としての再エネの考え方を示すということをおっしゃっていたと思います。資料がどこか分からないのですが、それに関して、脱炭素化促進区域の制定のときに、北海道環境配慮基準という基準を策定しております。これは、まさに北海道として望ましい再エネの在り方を取りまとめたものと理解していますので、これと整合性を取るような形であったほうが良いと考えましたが、それについてどのようにお考えか、お伺いします。

○上園委員 今ご指摘の点は、資料にまだ出てきていません。部会でも、道のほうで新たに何らかのものを出すと事務局から説明を受けておりますが、そのものがまだできていないので、現状としてはまだ提示していないというのが一つ目への回答になるかと思っております。

このあたりは私も分かっていないので、事務局から説明をお願いできますか。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） ゼロカーボン推進局長の本田です。

環境配慮基準との整合を取るようにとのご意見をいただきました。

今、新エネルギー部門で、新たに再生可能エネルギーの導入の考え方を取りまとめて、道内、道外、国外に発信していくという作業をやっておりますので、環境配慮基準との整合というところにつきましては、その部門に伝えまして整合を図っていく方向で検討を申し込んでいく形にさせていただきたいと思います。

部会長、よろしいでしょうか。

○上園委員 二つ目に指摘された環境配慮基準との整合性は、当然、踏まえられると認識しておりますけれども、それで間違いないでしょうか。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） 環境配慮基準との整合を図っていくというご意見があったことを担当部署にきちんと伝えてまいります。

○吉中会長 白木委員のお話は素案の14ページになります。後ほど、事務局から資料をお送りする手はずを整えていただいて、後ほどご確認いただければと思います。

○白木委員 申し訳ないのですが、資料のダウンロード可能な日が会議の数日前に終わってしまっていることが多いので、できれば、当日まではダウンロードできるようにしていただけるとありがたいです。よろしければご検討ください。

○事務局（剣持主事） 承知しました。そのようにいたします。

○吉中会長 続いて、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 室蘭工業大学の吉田です。

大変な取りまとめを本当にありがとうございます。大変参考になりました。

室蘭市でもネイチャーポジティブという形でいろいろと検討を始めているのですが、多分、この報告書が出た後、道の計画にのっとなって各自治体が行動計画をつくられると思うのです。私どもも室蘭市と話していますが、実際にどこまでの範囲で、どういうことをやればネイチャーポジティブなのかということが一番分かりにくいのです。

今回、索引のところにサーキュラーエコノミーなど幾つかの言葉が出てきて、ネイチャーポジティブの説明もあるのですが、各自治体にとっても、私にとっても、ネイチャーポジティブが一番分かりにくいと思います。生物多様性を保全するためにGX技術を使うということだと思うのですが、最初のページにあったポンチ絵の説明を見ても、どういうことをやればネイチャーポジティブに当たるのか、私自身も分かっていないところがあります。

索引のところに概略が書いてありますが、今後、何らかの形で各自治体が行動計画を立てるときには、例えば、ネイチャーポジティブとしての取組はこういうもので、今、企業でもいろいろな技術が紹介されているサイトもあるので、各自治体の行動パターンといいますか、なかなか手をつけていないところがネイチャーポジティブだとすると、その辺を少し詳しく資料編に加えていただきたいのです。

この報告書を変えていただきたいということではないですが、自治体の立場や第三者で

は分かりにくいと思いましたので、意見しました。

もう一点は、お願いします。

今回、索引に、ネイチャーポジティブやサーキュラーエコノミーなど、新しくたくさん入れていただきました。これは一般市民も読まれると思うのですけれども、そのときに、GXとは何か、ネイチャーポジティブとは何かと考える方が結構多いのではないかと思います。私は索引があることを知っていますので、GXとは何かということを調べるときに、一番後ろに行けばいいと分かるのですけれども、できれば、2ページ目の「はじめに」のあたりに、用語集は最終ページにありますというように、索引のところに分かりやすく誘導するような記述をしていただければと思います。

それから、これは全般的な話ですが、道庁で資料作成をされる時のお願いします。

恐らくPDFで配付されるケースが多いと思うのですけれども、過去の資料も、しおりがついていないのです。PDFの場合は、目次のところでクリックすると該当のページに行くので、今の話で言うと、索引のところに飛びたければ、そこをクリックしたらすぐに行けます。99ページまであるので、それがないと大変になりますから、その辺のハンドリングも含めて、できれば最終版の段階ではしおりをつけていただければと思います。

私も勉強中なので、お願いします。

○吉中会長 吉田委員、大変貴重なご意見をありがとうございます。

何点かございましたが、ネイチャーポジティブをゼロカーボンの推進にどう活用していくのか、基礎自治体レベルでどのように使っていくのか、それから、これが成案になった後、一般の方に使っていただく上で、どのように使い勝手をよくしていけばいいのかということだと思えます。

まず、ネイチャーポジティブについて、今日ご説明いただけることはありますか。

○上園委員 ネイチャーポジティブをはじめ、専門用語なので、具体的なイメージがつかみにくいということはほかにもあると思うのですけれども、資料3-2の8ページに、今ご指摘のネイチャーポジティブに関してもイラストが掲載されています。ただ、これだと、イメージはつかめるかもしれないけれども、具体的に何をどうしたらいいかということが少し分かりにくいというお話だと思います。

これはこれでいいと思うのですけれども、何をどうしたらこのようなネイチャーポジティブの効果が出るかなど、具体的なイメージをもう少しつけてほしいというご意見だったと思います。

○吉田委員 例えば、トヨタ自動車は、自分たちが自動車技術で培ったいろいろな調査方法を使って森林を調査する、それをネイチャーポジティブと呼んでいたのです。生物多様性を保持するための調査などに使う技術を適用するのもネイチャーポジティブですし、結構幅が広いのです。

逆に言うと、それぞれの自治体で既にやっておられることがあるのだけれども、それがネイチャーポジティブなのかどうかという判断がつかないのです。ですから、今、各自治

体ではネイチャーポジティブは何もやっていませんというのではなくて、こういうものもネイチャーポジティブに入りますというように、うまく説明できたらなというのが私の希望です。

○上園委員 このあたりは書き加えるかどうかも含めて事務局とまた相談させていただきたいと思うのですが、事務局から何かご意見はありますか。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） 今回の部会の議論を踏まえまして、8ページに道の生物多様性保全計画と整合を図る形で入れさせていただいております。今回の計画は分かりやすいガイドブックとしていくということをご議論いただいておりますので、自然環境部門とも相談しながら、分かりやすい形で事例等を入れさせていただくことを、部会でご相談しながら進めていきたいと考えております。

○吉中会長 PDFの件についてはいかがでしょうか。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） まず、用語の索引の部分につきましては、分かりづらいのですけれども、1ページ目の下段、本計画の構成等についての二つ目の丸に、米印がついている単語については用語集に説明を記載しております。用語集ではより多くの単語について説明を記載していますと掲載していますが、分かりづらいと思いますので、工夫させていただきたいと思っております。

また、しおりにつきましては、最近の計画については、例えば、右の余白の部分に、今、自分がどこにいるかとか、どの項目を見ているかということが分かりやすいように記しております。多分、そういう形のものかと思うのですけれども、しおりをつけていくように検討させていただきたいと考えております。

○吉中会長 ネイチャーポジティブに関しまして、私から少し補足です。

生物多様性の道の計画をつくる時にも一番の大きなテーマで議論をしておりました。

それから、先月、IUCN、国際自然保護連合の総会と世界自然保護フォーラムというものがあったのですけれども、そこでもネイチャーポジティブが一番大きなテーマで、実際にどうやってそれを進めていくのかということをもまだ議論しているところもあります。

一方で、先ほどトヨタ自動車さんのお話がありましたけれども、世界中の企業がそれに取り組み始めているということを私も肌身で感じてきました。

例えば、投資をどうやって呼び込むかという中で、TNFDという新たな仕組みがあって、それに日本からもたくさんの企業が加盟されています。いかに自分の会社の環境配慮をアピールして、それをどう計算して、どう客観的な数字で出していくのかということが、大きな企業でも大きな関心事項になっていると思います。

一方で、吉田委員がおっしゃっていたように、室蘭市など、基礎自治体レベルでどうするのかということなのですけれども、北海道版の生物多様性の地域戦略のさらに基礎自治体版というものをつくらうということで、いろいろなところで動きが始まっています。北海道内はまだまだ少ないのですが、具体的に自分たちがどういう自然、生物多様性を目指しているのかということは、地元、現場でしっかりと議論していただく必要があるのだろ

うと思っています。

そういう中で、その特性、自然環境に応じたネイチャーポジティブがあっただろうと思います。北海道としては、多分、それを支援する形で、データを提供する、技術的な支援をするなど、いろいろな支援が期待されているのだろうと思います。

生物多様性保全と気候変動対策のシナジーをどう高めていくかということがずっと言われておりますので、今回、この推進計画にネイチャーポジティブ、あるいはサーキュラーエコノミーというものが明示されたのは、すごくいいことだと思っています。

さらに、それを進めていく上で、その生物多様性、あるいは、サーキュラーエコノミーのほうで、具体的にこの気候変動にもプラスになる取組をどういう仕組みで目指していくのか。気候変動のように単にCO₂の濃度などで測れないものが多々あると思いますけれども、そういう意味では、現場でどういう仕組みでそれを目指していくのかというヒントがあればいいと思って聞いておりました。例えば、資料編のところでは何か書き加えていただくなど、ご検討いただければと思っておりました。

吉田委員、よろしいでしょうか。

○吉田委員 ありがとうございます。

○吉中会長 もう一点、先ほどの吉田委員からの一般の人に分かりやすくということに関連するのですが、これからパブリックコメントの後、成案になっていくと思うのですが、いかにこの膨大な計画を一般の人に理解してもらって協力を得ていくのかというところがすごく大事になってくると思います。

まずは、パブリックコメントにたくさんの人に参加してもらい、その後に、これを使ってそれぞれの人に貢献していただく、そのために何かお考えになっていることがありましたら教えていただければと思っておりました。

○上園委員 それは、私に対してのご質問ですか。

○吉中会長 部会長か、事務局か、どちらでもお答えいただけると大変ありがたいです。もしそういう議論が部会でありましたら、部会長からお願いいたします。

○上園委員 先ほど事務局からも一言あったと思うのですが、今回、計画の冒頭にガイドブックと書いていまして、今、吉中会長がおっしゃったように、一般の方にきちんと理解してもらえるような分かりやすい中身にしなければいけないということは心がけたつもりです。ただ、やはり非常に専門性があり、内容も多岐にわたるので、なかなか分かりやすいと言っても限界があると思っています。

事務局から補足など、別の点でもコメントなりが何かありますか。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） パブリックコメントに関しましては、これが大冊ですので、今後、概要版もつくっていくということと、より多くの方、幅広い年齢層、若者からもご意見をいただけるような工夫をしていきたいと考えております。

例えば、ゼロカーボンに関わっていただいている企業にはいろいろな経済団体を通じた周知や、これまでも若者から意見をいただいておりますが、大学の関係の方々などにご協

力いただきながら、幅広い年齢層のいろいろな方々からご意見をいただけるような形で取り組んでいきたいと考えております。

○吉中会長 ぜひよろしく申し上げます。

生物多様性のほうでもどうすればいいのかと悩みながら、いろいろな方にご協力いただいて、例えば、環境白書を読む会などのようなイメージで保全計画をみんなでもう一度考えましょうという機会をつくってもらったことがあるものですから、何かお考えいただければ大変ありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○瀧波委員 1点だけ気になったのですが、11ページの北海道のCO₂の削減目標のところでは、この下段の中期目標というところで、2013年度の削減目標が載っていて、その上にある縦の四角に、ラピダス社から始まって、7点にわたって項目が書かれています。

そこで、少し触れられていましたけれども、ラピダス社の稼働、量産製造、AIデータセンター稼働というものが北海道のCO₂の削減にどうつながるのか。国のGXビジョン等と詳しく書いてありますけれども、これが削減目標にどうつながるのでしょうか。

○吉中会長 11ページと18ページにもGXの取組がカーボンニュートラルにというところがありますが、いかがでしょうか。

○上園委員 今のご質問は、部会でも出ていて、同じような意見があったと思いますし、私も事務局から説明があったときに、ラピダス社やデータセンターを動かすと、当然、エネルギー消費がかなり増えるので、CO₂が増えるのではないかということをお聞きしたのであります。

それで、ここに書いているイメージは、11ページのグラフの下に書いているのですが、グラフ上部の表記は、今後実施が予定されている主なGX関連プロジェクトを示していますということだけなのです。「だけ」と言うと語弊があるかもしれないですが、GX関連プロジェクトを示していて、ご質問としては、むしろ脱炭素の逆になるというか、エネルギー消費も増えるし、CO₂も出るのではないかということだと思います。

そのあたりは、ここに書いている国の取組を中心として、道内ではこういうプロジェクトが動くということが計画として出ているものを記載したという位置づけになっております。

この取組をして脱炭素の貢献と直接つながるかというところ、例えば、CCSや洋上風力が動けば、確かにCO₂削減にもつながるということは理解しやすいと思うのですが、エネルギーをかなり増やすというところは、トータルで見れば違うのではないかと見られるだろうと。それで、先ほどの一番下のグラフ上部の表記はという注釈のような部分は、実は何度か記述を変えていて、最終的にこういう文言にしております。

直接のお答えにはなっていないかもしれませんが、このグラフの上に書いている2025のラピダス稼働云々というところは、そういう位置づけで記載をしたという形になって

おります。

事務局から補足があればお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） 今、部会長からご説明があったように、この項目については、今後、実施が予定されているGX関連プロジェクトということで記載させていただいております。

趣旨としましては、今後、削減だけではなくて、エネルギーの需要増も踏まえながら、こういったものがあるということ把握した上で目標を立てていくというところです。

例えば、この項目について、削減にどのように効果があるのかというところはこの計画の中に記載していく必要がございます。

先ほど部会長からもご説明がありましたけれども、この中の34ページをご覧ください。

34ページの下のマトリックスの部分に、全国への貢献、削減効果ということで、国の計画や公表されているものとして、今回のラピダス社であれば次世代半導体の複合拠点ということで、次世代半導体が45%の性能効率と75%の消費電力の削減というきちんとしたデータをこの中に記していくということも、今後のGXの様々な取組について、道民の方々にこの中で説明していきたいということで記させていただいております。

○吉中会長 瀧波委員、いかがでしょうか。

○瀧波委員 失礼な言い方かもしれませんが、ごかししいように見えなくもないと思います。

○吉中会長 カーボンニュートラルに向けたチャレンジが、負担を強いるだけではなくて、経済的にもプラスになる、さらには、北海道として国内全体に貢献できるというところを打ち出されたというのは新しい推進計画の一つの目玉かなという気がして私は見ておりました。

ほかにいかがでしょうか。

（委員からの質問・意見なし）

○吉中会長 ご説明があったとおり、この後、パブリックコメント、さらに部会でご審議いただいて、もう一度ご説明いただいて、議論できる機会があるということですので、こちらもまた宿題のようになってしまっていて恐縮ですけれども、ぜひもう一度ご覧いただいて、ご意見をお寄せいただければありがたいです。

それでは、この議題はこれで終わりたいと思います。

予定されておりました議事は以上の三つですけれども、最後に、資料番号がついていない資料がございますので、これについての状況のご報告をいただけると聞いております。よろしく申し上げます。

○事務局（保坂課長補佐） 経済部GX推進課の保坂と申します。

資料番号がついておりませんが、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づく地域脱炭素促進区域の設定状況という資料に基づきましてご報告させていただきます。

こちらの資料は、令和6年度ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する年次報告から抜粋したものです。

本内容は、今月開催予定の地球温暖化対策部会において、道年次報告の一部として報告され、その後に開催予定の本審議会においても報告される予定となっております。

北海道では、自然環境など、地域と共生した再エネの導入促進を図るため、国や道が定める環境配慮基準を基に、市町村などが再エネ促進区域を設定する地域脱炭素化促進事業制度の活用を推進しているところでございます。

各市町村が促進区域を設定するための道の環境配慮基準につきましては、本審議会でもご議論いただき、昨年11月に策定しまして、促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域を定めたものでございます。

内容としては、土地の安定性への影響や動植物の重要な種及び生息地への影響などにつきまして考慮したものとなっております。

促進区域の設定状況についてですけれども、令和7年3月末現在で促進区域を設定している市町村は、設定時期の順で、せたな町、幕別町、石狩市、知内町、当別町、八雲町、釧路町、洞爺湖町、江差町、美幌町、士幌町と11の市町で設定されております。

なお、本年9月末の設定状況につきましては、さきに説明させていただいた市町に加えまして、本年7月に羅臼町が設定してございます。

なお、北海道では、市町村などが促進区域を設定する際に、道の環境配慮基準の取扱いを検討する期間を確保するための経過措置や、地域の合意形成の下、同基準の適用を除外するなどの特例措置を講じておりまして、経過措置の適用を受ける市町村数は42市町村となっております。

以上、ご報告とさせていただきます。

○吉中会長 何かご質問はありますか。

○高橋委員 今説明があった中で、当別町と洞爺湖町はその他熱利用に丸がついていますけれども、具体的にどういうものが挙がってきているかがご存じでしたら教えていただきたいというのが1点です。また、羅臼町についても、どの項目が挙がってきているのか教えていただけますとありがたいです。

○事務局（保坂課長補佐） まず、当別町でございますが、再エネとしましては、太陽光、中小水力、バイオマスのほか、地中熱、雪氷熱、下水熱、バイオマス熱の利用という形になってございます。

洞爺湖町については、太陽光、中小水力、地熱、地中熱、雪冷熱、温泉廃油熱利用となっております。

羅臼町については、太陽光のほかは、熱利用として温泉水の熱を利用するということでの促進区域となっております。

○高橋委員 温泉部会で温泉排水等の議論がありましたので、確認のためにお聞きしました。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 質問が三つあります。

一つ目は、経過措置の適用期間というのはいつまでとなっていますでしょうか。

二つ目は、経過措置の後の地域の合意形成の下、道基準の適用を除外する等の特例措置というのは、どういう意味で、具体的にどういう特例措置でしたか。道基準に書いてあったと思いますけれども、ご教示いただけるとありがたいです。

それから、除外する「等」となっているので、それ以外にもあるのかというあたりをご教示いただけたらありがたいです。

○事務局（保坂課長補佐）一つ目の経過措置の適用期間についてでございますが、特段、期限を定めているものではございません。

二つ目の特例措置の関係ですけれども、児矢野委員がおっしゃられていたとおり、基準の中で定められてございまして、主に市町村が条例その他規定等で、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域、また、温対法で定められている地方公共団体実行計画協議会において再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域、（聴取不能）で行われる保安林等の区域について、特例的に適切でないと認められる区域から除くという特例でございます。

また、「等」につきましては、保安林等を適切でないと認められる区域から除外する特例区域とは別に、ほかに加えることができる規定がありますので、「等」をつけたという形でございます。

○児矢野委員 確認させていただきたいのですが、経過措置というのは、通常、一定期間を設けるから経過措置だと思われるのですが、意味としては道基準の適用除外ではないかと思うのです。私の理解不足だったら申し訳ないのですが、経過措置とって期間の設定がないと、あまり限定がないままに全て経過的な措置で適用除外ということができてしまう気がするのです。

以前、道基準の中に経過措置の話があったような気がして、この審議会でその経過措置について随分議論になったような気もするのですけれども、このあたりはどのような扱いになっているのでしょうか。

まとまりのない質問で恐縮ですけれども、経過措置というのは、通常、ある期間があって、その間の措置という印象なのですが、そういう話ではないということですね。

私の理解不足だったら申し訳ないのですが、いかがでしょうか。

○事務局（保坂課長補佐）経過措置については、令和7年5月10日までに市町村が促進区域の設定を検討する必要があると判断したというご報告いただいた市町村について経過措置が適用になるということでございます。

○児矢野委員 分かりました。

そうすると、この経過措置の適用期間は令和7年5月までということですね。

○事務局（日野新エネルギー担当課長） G X推進課の日野と申します。

5月10日までに道に報告をしてくださった市町村が経過措置の対象ということでございます。

○児矢野委員 そういう意味でいくと、経過措置の適用対象になるのは、令和7年5月10日までに報告があった分は期間が設定されているということですね。

もう一つは、この経過措置というのは適用除外になるという意味ですね。

○吉中会長 お配りいただいた資料では経過措置の適用は42市町村とありますけれども、今のご説明では、5月10日までにそれを報告された市町村の数が42なので、これ以上は増えないという理解でよろしいですか。

○事務局（保坂課長補佐） そのとおりでございます。

○吉中会長 先ほど期限がないとおっしゃったのは、もしかすると、経過措置を使って実際の地域の基準を制定するまでの期限が決められていないということでしょうか。どういう意味で期限がないということだったのでしょうか。あるいは、5月10日までに経過措置を適用するとおっしゃった市町村は、いつまでに基準をつくらないといけないというものがあるのですか。

○事務局（保坂課長補佐） そういうものはございません。いつまでに何かを出さなければいけないということは、特段、定めておりません。

○吉中会長 何となく分かった気がしましたがけれども、よろしいでしょうか。

それから、道基準の適用除外ということなのかというご質問に対してお答えいただけますか。

○事務局（保坂課長補佐） 経過措置が適用になるというのは、道の環境配慮基準の取扱いを検討する期間を確保するための経過措置ということです。

○吉中会長 児矢野委員、今の事務局のご説明でよろしいでしょうか。

○児矢野委員 よく分からないのですけれども、取扱いを検討する期間を確保するための経過措置として、道基準の適用を除外するという話ですね。結局、今のお話だと、ここに書いてある意味というのは、令和7年5月10日までに報告があった市町村は42市町村で、彼らについてその経過措置を適用して、道基準の適用を排除するという特例措置を講じるということですね。ですから、期限の定めがないというのは、検討するための期間について特に制限を設けていないということであって、この適用除外の特例措置の期間はもう終わったという理解でいいのですか。

○事務局（保坂課長補佐） 経過措置についてですけれども、令和7年5月10日までに市町村が促進区域の設定の検討が必要と判断した区域を本基準の第2章の1から9のそれぞれ（1）における米印1でいう促進区域として定めようとしている区域とみなしますという規定となっております。

○児矢野委員 要するに、道基準の適用を排除することと理解したのですけれども、それでよければ構いません。

○吉中会長 私も基準の議論を忘れてしまいました。ここに並列で経過措置や適用除外する等の特例措置とあります。経過措置のほうは、今ご説明いただいたとおり、5月までということでご報告いただいた42市町村が対象ということは分かったつもりですが、後段の地域の合意形成の下、道基準の適用を除外する等の特例措置というのは、今も市町村によっては特例措置を使えると理解していいのでしょうか。

○事務局（保坂課長補佐） そのとおりでございます。

○吉中会長 児矢野委員、よろしいでしょうか。

○児矢野委員 地域が合意をすれば道基準の適用を排除できるというふうに理解しました。ありがとうございました。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

（委員からの質問・意見なし）

○吉中会長 この道の配慮基準、それを使った促進区域の設定状況等については、随時、進捗状況等を審議会にご報告いただくことになっておりますので、またご報告いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上で予定していた議事は終わりですが、ほかに何かございますでしょうか。

（委員からの質問・意見なし）

○吉中会長 それでは、議事を終了しまして、進行を事務局に戻したいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（高橋環境政策課長） 吉中会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、貴重なご意見、ご指摘をいただきまして、ありがとうございました。お礼を申し上げます。

次回の審議会の開催でございますが、年明けの1月から3月の間で、また各部会の進捗等も見ながら開催したいと考えております。後日、改めて事務局から委員の皆様方に日程調整、日程照会をさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、今日、私が説明したパートもそうですが、この場でお伝えいただけなかった事柄等がございましたら事務局までご連絡いただければと思っております。

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上